

木曾川上流河川事務所の管内において河川を利用される皆様へ

## 河川における許認可の申請手続で押印が不要になり 電子メールでの申請ができるようになりました！

○ 河川に関する許認可等の手続のうち、押印が不要で、電子メール申請が可能なもの（抜粋） [▶様式のダウンロード](#)

こんなときは	提出様式	河川法
(1)河川区域内の土地を占有したいとき	許可申請書(乙の2)	第24条
(2)上記の占有が終了したとき	河川占有廃止届	
(3)河川区域内において、工作物を新築、改築、除却したいとき	許可申請書(乙の4)	第26条
(4)河川区域内の土地において、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更したいとき、または竹木の植栽若しくは伐採をしたいとき	許可申請書(乙の5)	第27条
(5)河川区域において、上記許可後に工事着手したいとき	着手届	第26条外
(6)河川区域において、上記許可に関する工事が完了したとき	完了届	
(7)河川保全区域において工作物の新築、改築、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更したいとき	許可申請書(乙の4)(乙の5)	第55条
(8)許可に基づく地位の承継手続をしたいとき	地位承継届	第33条
(9)許可に基づく権利の譲渡をしたいとき	権利譲渡承認申請書	第34条
(10)住所、氏名、所在地、名称を変更したいとき	住所変更届	-
(11)河川区域を一時的に使用したいとき	河川一時使用届	-

※その他、上記以外で押印などが不要となるものは申請窓口にお問い合わせください。

○ 申請にあたっては、下記の窓口までご連絡をお願いいたします。※管轄範囲の確認は[こちら](#)

出張所	住所	電子メールアドレス	電話番号
木曾川第一出張所	〒501-6026 岐阜県各務原市川島松原町字河田島東 484-58	<a href="mailto:cbr-kisojyo-kiso1@mlit.go.jp">cbr-kisojyo-kiso1@mlit.go.jp</a>	0586-89-2149
木曾川第二出張所	〒494-0018 愛知県一宮市富田字砂入 1925-4	<a href="mailto:cbr-kisojyo-kiso2@mlit.go.jp">cbr-kisojyo-kiso2@mlit.go.jp</a>	0586-62-5450
長良川第一出張所	〒502-0817 岐阜県岐阜市大字長良福光字桃林 2695-3	<a href="mailto:cbr-kisojyo-nagara1@mlit.go.jp">cbr-kisojyo-nagara1@mlit.go.jp</a>	058-231-9051
長良川第二出張所	〒501-6325 岐阜県羽島市桑原町大須平太 2760-1	<a href="mailto:cbr-kisojyo-nagara2@mlit.go.jp">cbr-kisojyo-nagara2@mlit.go.jp</a>	058-398-8220
揖斐川第一出張所	〒501-0521 岐阜県揖斐郡大野町黒野 2269-3	<a href="mailto:cbr-kisojyo-ibi1@mlit.go.jp">cbr-kisojyo-ibi1@mlit.go.jp</a>	0585-32-1011
揖斐川第二出張所	〒503-0813 岐阜県大垣市三本木 2-651-1	<a href="mailto:cbr-kisojyo-ibi2@mlit.go.jp">cbr-kisojyo-ibi2@mlit.go.jp</a>	0584-81-1034
牧田川出張所	〒503-1381 岐阜県養老郡養老町栗笠 765	<a href="mailto:cbr-kisojyo-makita@mlit.go.jp">cbr-kisojyo-makita@mlit.go.jp</a>	0584-35-2078

### ご注意事項

- ・申請する行為の内容・手続きについて、その河川を管理する事務所、出張所に事前にご相談下さい。  
手戻りが少なくスムーズに進みます。
- ・メール本文には必ず連絡先をご記載下さい。
- ・データ容量が大きい場合、メール受信ができない場合があります。
- ・許可書等の交付はメールではできませんので、ご了承ください。

問い合わせ先  
〒500-8801 岐阜市忠節町 5-1  
木曾川上流河川事務所 占用調整課  
TEL 058-251-1326

